

7月 は国民年金保険料免除申請などの区切りの月です !!

国民年金は、加入期間が25年間(300ヶ月)以上あることが支給要件となっており、1ヶ月でも期間が満たない場合は、年金が一切支給されません。【最長加入期間は40年間(480ヶ月)】

また、未納期間がある場合は障害基礎年金や遺族基礎年金の支給を受けられなくなることもありますので、収入が少ないなど様々な事情により納付が困難な方には、下記の免除制度がありますので、制度をご利用のうえ未納期間を作らないように注意してください。

免除制度の種類・反映割合・納付額

免除の種類	月額納付額	年金額への反映割合	納付期間への反映
全額免除	0円	満額納付者の1/3	承認された期間は全て反映されます。
4分の3免除	3,600円	満額納付者の1/2	
半額免除	7,210円	満額納付者の2/3	
4分の1免除	10,810円	満額納付者の5/6	

納付額については、平成20年度の月額保険料(14,410円)を基に算出しております。

なお、申請できる期間は7月から翌年6月までとなり、原則、毎年申請する必要があります。

制度の種類	対象となる方	年金額への反映割合	納付期間への反映
学生納付特例	1年以上在学する方	なし	承認された期間は全て反映されます。
若年者納付猶予	30歳未満の方		

承認される期間は、「学生納付特例制度」が、4月から翌年3月まで、「若年者納付猶予制度」は、7月から翌年6月までとなり、毎年度(毎年)申請する必要があります。

免除申請および若年者納付猶予は、7月中に限り前年7月分～6月分および7月分から翌年6月分の2ヶ年間の申請をすることができます。

共通事項

免除および猶予を受けた期間の保険料については、10年以内であれば追納することができます。

ただし、承認を受けた期間の翌年度から起算して3年目以降に保険料を追納する際には、経過期間に応じた加算額が上乗せされますので、ご注意願います。

免除および猶予に関する審査は、一定の基準により行われますので、所得基準を超えているなどの理由により却下されることもあります。

離職者、震災・風水害等の被災者等の方は、所得に関係なく該当する場合があります。

審査対象者(納入義務者の全員が前年度所得額を基準より下回る必要があります。)

制度の種類	納入義務者の順位
全額免除・一部免除	被保険者 世帯主 配偶者
学生納付特例	被保険者
若年者納付猶予	被保険者 配偶者

注意事項

猶予(本来は支払わなければならない年金の支払いを引き伸ばすこと。)期間については、将来において年金を納付(追納)しなければ、年金受給額には一切反映されません。ただし、加入期間の一部として反映されます。(資格期間のみ反映されます。)

平成20年1月2日以降に南富良野町に転入された方は、本町において前年度所得の確認ができないため、前住所地から所得証明書をお取りいただく場合もあります。

申請先

『年金手帳』『印鑑』・学生納付特例を申請する方は『学生証の写し』を持参のうえ、保健福祉課戸籍年金係(☎52-2144)までお越しください。(ただし、学生納付特例の継続申請をハガキにより提出された方は除く。)

リサイクルコーナー

【お譲りください】

A・B型ベビーカー こいのぼり
夏用セーラー服(南富良野中学校)
バスタオル

問い合わせ先

企画課(広報統計係) ☎52 2115

【お譲りします】



織り機



調乳ポット



歩行器